

令和7年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

高岡市

利長くん



家持くん



申告期限は **令和7年1月31日(金)** です。

期限間近になると窓口が大変混雑しますので、

1月中旬 までの提出にご協力ください。

■目次

1 償却資産とは	1
2 申告について	2
3 申告する資産について	4
4 建物附属設備・特定附帯設備の取扱い	6
5 税額等の算出について	7
6 課税標準の特例について	8
7 先端設備等に係る課税標準の特例	9
8 実地調査へのご協力をお願い	10
9 過年度への遡及について	10
10 不申告、虚偽の申告をした場合	10
11 参考資料	11
12 申告書等の記入例	13

■提出先及び問合せ先

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

高岡市総務部資産税課 償却資産係（高岡本庁舎2階⑩番窓口）

○開庁時間 8:30～17:15（土曜日、日曜日、休祝日、年末年始12/29～1/3は除く）

○電話 0766-20-1266（直通）

※各支所では受け付けておりません。

※この手引きは令和6年9月末現在の税制に基づいて作成しています。

1 償却資産とは

会社や個人で工場や商店を営んでいる人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人等が、土地及び家屋以外でその事業のために用いている構築物、機械、器具備品等の資産で、その減価償却額又は減価償却費が税務会計（法人税・所得税）において、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

■償却資産の種類と例示

資産の種類		主な償却資産	
1	構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀、緑化施設、外構工事、看板（広告塔等）、外灯、井戸、消雪用配管設備等
		建物	固定資産税上、家屋として評価されない建物（三方に壁のないもの、基礎のない物置等）
		建物附属設備	特定の生産又は業務用の設備、テナント等が施工した内装・造作・建築設備等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等の建設機械等	
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等	
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバーの分類番号が「0、00～09 及び 000～099」、「9、90～99 及び 900～999」の車両）等	
		大型特殊自動車とは… 1 農耕作業用自動車の場合 → 最高速度が 35km/h 以上のもの 2 上記以外の自動車の場合 → 以下の条件を 1 つでも満たすもの ・最高速度が 15km/h 超 ・全長が 4.7m 超 ・全幅が 1.7m 超 ・全高が 2.8m 超	
6	工具、器具及び備品	机、椅子、ロッカー、パソコン、金型、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、陳列ケース、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等	

■主な業種別の例示 ※下記以外の償却資産も、実態に応じて申告してください。

業種	資産の名称
共通	事務机・椅子、応接セット、金庫、レジスター、看板、コピー機、ルームエアコン、パソコン、LAN 配線、受変電設備、駐車場設備、舗装路面等
飲食業	テーブル、椅子、厨房用品、カラオケ、冷蔵庫等
理・美容業	理・美容椅子、タオル蒸器、パーマ器、サインポール、湯沸し器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機等
小売業	冷凍機、電子秤、冷蔵ストッカー、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機等
製造業	製造設備、旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機、測定工具等
医(歯)業	レントゲン機器、ファイバースコープ、手術機器、歯科診療ユニット等
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分、塀、緑化施設（植木等）、駐車場アスファルト舗装、自転車置場、太陽光発電設備等

2 申告について

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないとされています。(地方税法第383条)

令和7年1月1日現在、高岡市内に償却資産を所有している方は、期限までに申告書の提出をお願いします。なお、償却資産を2名以上で共有している方は、持分に応じて個々に申告するのではなく、共有名義で取りまとめて申告してください。

(1) 申告方式

申告には、次の2つの方式があります。

① 増減申告

前年中に増加又は減少した資産を申告する方式で、評価額等の計算は高岡市で行います。前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

② 全資産申告

賦課期日(1月1日)に所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したものを申告する方式です。

※全資産申告の場合は、評価額等を正確に算出して、申告書の所定欄に記載してください。

(2) 提出書類

① 償却資産申告書(第26号様式)及び種類別明細書(別表1、2)

申告方式	申告する方	申告する資産		必要な提出書類		
		令和7年1月1日現在において所有している全ての償却資産	令和6年1月2日から令和7年1月1日の間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
増減申告	初めて申告する方	○		○*2	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○*2	○*1	○*1
	増加又は減少した資産のない方			○*3		
	廃業又は資産所在地を市外に移転した方		○	○*4		○
	償却資産を所有していない方			○*5		
全資産申告	初めて申告する方	○*7		○*2	○	
	前年以前に全資産申告で申告した方	○*7		○*6	○	○*8
	廃業又は資産所在地を市外に移転した方			○*4		
	償却資産を所有していない方			○*5		

*1 種類別明細書は資産の増減に応じて提出してください。

*2 申告書の「18 備考(添付書類等)」欄に「資産の増減あり」と記載してください。

*3 申告書の「18 備考(添付書類等)」欄に「資産の増減なし」と記載してください。

*4 申告書の「18 備考(添付書類等)」欄に詳細を記載してください。(「廃業(令和6年3月31日)」等)

*5 申告書の「18 備考(添付書類等)」欄に「該当資産なし」と記載してください。

*6 申告書の「18 備考(添付書類等)」欄に、前年中に資産の増減があった場合は「資産の増減あり」と記載し、増減がなかった場合は「資産の増減なし」と記載してください。

*7 全資産申告で申告する場合は、評価額等を算出し、申告書の所定欄に記載してください。

*8 前年中に減少した資産がある場合は、減少資産を記載した種類別明細書も併せて提出してください。

② その他の必要な提出書類

個人の方	○ 個人番号（マイナンバー）の確認書類				
	※ 償却資産申告書には個人番号又は法人番号の記入が必要です。申告書に番号を記入のうえ、個人の方は、次に掲げる（ア）～（エ）のいずれかの書類を窓口で提示するか、その写しを提出してください。				
	申告者		本人による申告		代理人による申告
	確認書類	（ア）	（イ）	（ウ）	（エ）
	本人の個人番号カード（両面）	○		○	
	本人の通知カード（*1）又は 個人番号記載ありの住民票の写し		○		○
	本人の顔写真付き証明書（運転免許証、パスポート等）		○		
	委任状			○	○
	代理人の顔写真付き証明書（運転免許証、税理士証票等）			○	○
*1 通知カードは、令和2年5月25日以降、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合のみ、利用できます。 ※ 申告書を郵送で提出する方は、確認書類の写しを同封してください。 ※ 電子申告で申告する方は、確認書類の提示は任意としますが、写しを別途郵送するか、スキャンデータを添付送信する等、事務の効率化、簡略化にご協力をお願いします。					
該当資産がある方	特例資産	○ 固定資産税（償却資産・事業用家屋）の課税標準の特例届出書及び添付書類			
	非課税資産	○ 固定資産税非課税申告書及び添付書類			
	耐用年数の短縮	○ 国税局長の承認通知書（写）			
	増加償却	○ 税務署長への届出書（写）			
	陳腐化資産の一時償却	○ 国税局長の承認通知書（写）			

（３）提出方法

提出には、次の２つの方法があります。

①書類による申告書等の提出

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を提出する方法です。

資産税課（高岡本庁舎２階⑩番窓口）に直接又は郵送で提出してください。FAXによる申告は受け付けることができません。

※申告書の控えが必要な方は写しをとってから提出してください。

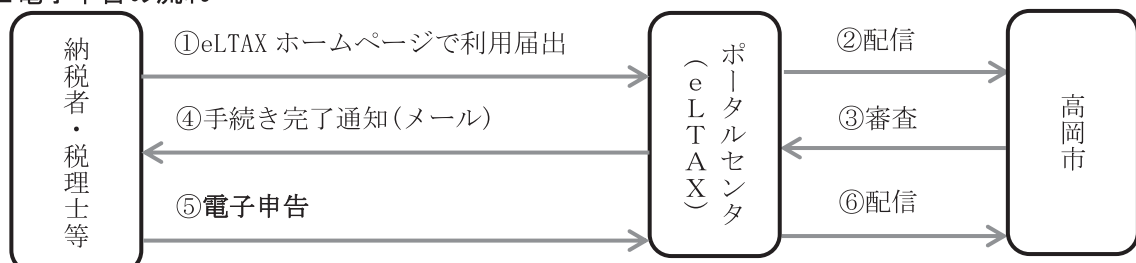
※郵送で提出する方で、受領印を押した申告書の控えの返送が必要な場合は、申告書の控え（写しをとったもの等）及び返信用封筒（切手貼付・宛名記入）を必ず同封してください。

②電子申告による申告データ等の提出

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用したインターネットによる電子申告で提出する方法です。増減申告、全資産申告のどちらでも利用できますので、積極的に活用ください。

※初めて利用する場合は eLTAX ホームページで「利用届出（新規）」を行う必要があります。

■電子申告の流れ



に関するお問い合わせ先

eLTAX の利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、下記ホームページをご覧ください。なお、利用に際して不明な点等がある場合は、ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

- ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- よくあるご質問 <https://eltax.custhelp.com/>

(4) 提出先及び問合せ先

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

高岡市総務部資産税課 償却資産係（高岡本庁舎2階⑩番窓口）

- 開庁時間 8:30 ～ 17:15（土曜日、日曜日、休祝日、年末年始12/29～1/3は除く）
- 電話 0766-20-1266（直通）

※各支所では受け付けておりません。

(5) 提出期限

令和7年1月31日（金）

※期限間近になりますと窓口が大変混雑しますのでお早めに提出をお願いします。

(6) その他

① 申告書の書き方がわからない場合

固定資産台帳、確定申告書等、減価償却資産の明細がわかる書類をご用意のうえ、上記の問合せ先までお早めに相談してください。

② 申告書の用紙がない、又は不足した場合

上記の問合せ先までご連絡ください。また、申告書の様式等は下記のURLからダウンロードして利用することもできます。

高岡市／償却資産の申告について

<https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/shisanzeika/2/1/1/4155.html>

3 申告する資産について

(1) 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において事業の用に供することができる資産が申告対象です。なお、次に掲げる資産についても申告が必要になりますので、ご注意ください。

- 簿外資産（帳簿に記載されていない資産）
- 償却済資産（減価償却が終了している資産）
- 減価償却を行っていない資産（赤字決算等のため減価償却を行わない資産）
- 建設仮勘定で経理されている資産
- 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態）

- 未稼働資産（既に完成しているが、未だに稼働していない資産）
- 改良費
- 福利厚生用資産
- 借用資産（リース資産）

※原則、貸主（リース会社等）が申告してください。ただし、契約満了後に譲渡されることになっている場合などについては借主（買主）が申告してください。

- 租税特別措置法の規定により特別償却、即時償却等をしている資産

※国税では、中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、その取得価額の全額（年間 300 万円まで）を損金算入する特例が認められていますが、固定資産税では認められていないため申告が必要です。

（２）申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の申告対象とはなりません。

- 土地又は家屋として固定資産税の対象となるもの
- 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの
- 無形固定資産（鉱業権、特許権、ソフトウェア等）
- 繰延資産（創立費、開業費、開発費、社債発行費等）
- 書画骨董などで減価償却していないもの（非減価償却資産）
- 牛、馬、果樹その他の生物（ただし、観賞用・興行用等のものは申告対象）
- 少額資産等
 - ・ 耐用年数 1 年未満又は取得価額 10 万円未満の資産で、税務会計上一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの
 - ・ 取得価額が 20 万円未満の償却資産を、事業年度ごとに一括して 3 年間で減価償却しているもの
 - ・ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で、取得価額が 20 万円未満のもの

<少額の減価償却資産の取扱い>

■表 1

○＝申告対象 ×＝申告対象外

取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例	○	○	○	
一時損金算入	×			
3 年一括償却	×	×		

■表 2

取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産（※）	×	×	○	○

※ 地方税法施行令第 49 条ただし書きにより、表 1 で申告対象となっている場合でも、当該リース資産で取得価額が 20 万円未満であれば申告対象とはなりません。

(3) 法人税・所得税との主な違い

項 目	固定資産税（償却資産）	法人税・所得税
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法のみ （法人税法等の旧定率法で用 いる減価率と同様）	定率法・定額法の選択制 度 （建物については定額 法）
前 年 中 の 新 規 取 得 資 産	半年償却（1／2）	月割償却
圧 縮 記 帳	認められません	認められます
特 別 償 却 ・ 割 増 償 却 （ 租 税 特 別 措 置 法 ）	認められません	認められます
増 加 償 却	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の 5／100	備忘価額（1円）
改 良 費	区分評価	原則区分、一部合算も可
中小企業者等の少額資産の損金算入の 特 例 （ 租 税 特 別 措 置 法 ） ※	認められません	認められます

※ 国税では中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、その取得価額の全額（年間 300 万円まで）を損金算入する特例が認められていますが、固定資産税では認められていないため申告が必要です。

4 建物附属設備・特定附帯設備の取扱い

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備（※家屋と設備等の所有者が同一の場合）

① 建物附属設備における家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次のように家屋と償却資産に区分して課税されます。

- ・ 償却資産とするもの…単に移動を防止する程度に取り付けられたもの又は独立した設備としての性格が強いもの
- ・ 家屋とするもの…家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの

② 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

次の資産は、勘定科目にかかわらず償却資産として申告してください。

- ・ 特定の生産用の設備…工場における機械の動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、ボイラー、動力配線、ガス配管、給排水設備、エアー配管、照明設備等
- ・ 特定の業務用の設備…ホテル、旅館、飲食店、病院等において顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備又は衣類の洗濯をする洗濯設備等のサービス設備等

(2) テナントが取り付けた特定附帯設備（家屋と設備等の所有者が異なる場合）

賃貸ビルなどを借り受けて事業を行っている方（テナント）が取り付けた内装、造作、建築設備等の事業用資産（特定附帯設備）は、テナントの方が償却資産として申告してください。

※具体的な例示は、「11(1)家屋と償却資産の区分表」（11 ページ）をご覧ください。

5 税額等の算出について

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告された資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

○前年中に取得のもの

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{取得価額}} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

○前年前に取得のもの

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{前年度の評価額}} \times (1 - \text{減価率})$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで償却します。算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

■計算例

【取得価額】1,000,000円 【取得年月】令和6年5月 【耐用年数】3年（減価率0.536）

年度	計算式	評価額
令和7年度	1,000,000円 × (1-0.536/2)	732,000円
令和8年度	732,000円 × (1-0.536)	339,648円
令和9年度	339,648円 × (1-0.536)	157,596円
令和10年度	157,596円 × (1-0.536)	73,124円
令和11年度	73,124円 × (1-0.536) = 33,929円 < 5% = 50,000円	50,000円

※令和11年度で取得価額の5%を下回るため、以降の評価額は50,000円になります。

■減価率表

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	11	0.189	20	0.109	29	0.076	38	0.059
3	0.536	12	0.175	21	0.104	30	0.074	39	0.057
4	0.438	13	0.162	22	0.099	31	0.072	40	0.056
5	0.369	14	0.152	23	0.095	32	0.069	41	0.055
6	0.319	15	0.142	24	0.092	33	0.067	42	0.053
7	0.280	16	0.134	25	0.088	34	0.066	43	0.052
8	0.250	17	0.127	26	0.085	35	0.064	44	0.051
9	0.226	18	0.120	27	0.082	36	0.062	45	0.050
10	0.206	19	0.114	28	0.079	37	0.060	50	0.045

○課税標準

課税標準は、賦課期日（1月1日）現在の償却資産の価格（評価額等）で償却資産課税台帳に登録されたものです。課税標準の特例が適用される場合は、その資産の価格に特例率を乗じたものが課税標準となります。

○免税点

課税標準の合計が150万円未満の場合は課税されません。ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

○税率・税額

$$\text{課税標準の合計 (1,000円未満切捨)} \times \text{税率 (1.6\%)} = \text{税額 (100円未満切捨)}$$

6 課税標準の特例について

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等に規定する一定の要件を備えた資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。該当の資産を所有している場合は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄にその旨を記入のうえ、**固定資産税（償却資産・事業用家屋）の課税標準の特例届出書と添付書類**を、償却資産の申告と併せて提出してください。

■特例の対象となる償却資産の一例

特例対象資産	適用条項	特例率	特例期間	提出書類等
ガス事業用資産	地方税法第 349 条の 3 第 2 項	1/3 →2/3	取得後 5 年間 →次の 5 年間	○固定資産税（償却資産・事業用家屋）の課税標準の特例届出書 ○ガス事業法で定める一般ガス導管事業者であることがわかる書類
内航船舶 （遊漁船、遊覧船等は対象外）	地方税法第 349 条の 3 第 5 項	1/2	なし	○固定資産税（償却資産・事業用家屋）の課税標準の特例届出書 ○船舶原簿又は船籍票等の写し
汚水又は廃液の処理施設 （新設、増設のみ対象）	地方税法附則第 15 条 第 2 項第 1 号	1/2 （※ 1）	なし	○固定資産税（償却資産・事業用家屋）の課税標準の特例届出書 ○それぞれの規定に応じた許可証、証明書等の写し ○配置図（事業所配置図に該当資産の場所を明記したもの）
先端設備等導入計画認定設備 （機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備、 構築物、事業用家屋 ） <u>令和 5 年 3 月 31 日までに取得した資産</u>	旧地方税法附則第 64 条	ゼロ （※ 1）	取得後 3 年間	※ 「7 先端設備等に係る課税標準の特例」（9 ページ）を参照
先端設備等導入計画認定設備 （機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備） <u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに取得した資産</u>	地方税法附則第 15 条 第 44 項	1/2 ～ 1/3	取得後 3 年間 ～ 5 年間	
被災代替償却資産（※ 2） <u>令和 6 年 1 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までに取得した資産</u>	地方税法第 349 条の 3 の 4	1/2	取得後 4 年間	○被災代替償却資産特例申告書 ○代替償却資産対照表 ○被災償却資産が令和 6 年能登半島地震により滅失・損壊したことを証する書類（被災状況写真、廃棄証明書等） ○その他

※ 1 わがまち特例による高岡市の特例率です。

※ 2 被災代替償却資産の場合、固定資産税（償却資産・事業用家屋）の課税標準の特例届出書の提出は不要です。

「固定資産税（償却資産・事業用家屋）の課税標準の特例届出書」等の様式は、下記の URL からダウンロードしてご利用ください。

高岡市／償却資産の申告について

<https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/shisanzeika/2/1/1/4155.html>

7 先端設備等に係る課税標準の特例

中小企業者等が高岡市において「先端設備等導入計画」を申請し、認定された計画に基づいて一定要件の設備を新たに取得した場合、固定資産税の課税標準の特例を受けることができます。該当の資産を所有している方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄にその旨を記入のうえ、必要な提出書類を、償却資産の申告と併せて提出してください。

※「先端設備等導入計画」の申請先は、高岡市産業振興部産業企画課となります。詳細はホームページをご覧ください。

高岡市 先端設備

検索

(1) 対象

① 対象者

以下のいずれかの条件に該当する法人又は個人が対象となります。

- ・ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※ただし、大企業の子会社等を除く。

② 対象資産

高岡市で先端設備等導入計画の認定を受けた設備（機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備）

※令和2年4月30日～令和5年3月31日までに取得した資産は構築物、事業用家屋も対象

③ 特例適用期間と特例率

賃上げの表明	設備等の取得時期	適用期間	特例率
無し	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	1/2
有り	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	1/3
有り	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	1/3

※令和5年3月31日までに取得した資産は課税標準額ゼロ（取得後3年間）

(2) 提出書類

● 固定資産税（償却資産・事業用家屋）の課税標準の特例届出書

● 先端設備等導入計画に係る認定書（写）

※変更があった場合は、変更に係る認定書（写）

● 先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）（別紙計画含む）

※変更があった場合は、変更に係る認定申請書（写）（別紙変更計画含む）

● 認定支援機関確認書（写）

※認定支援機関によって、以下の内容が確認されたことを証するもの。

- ① 労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれること
- ② 投資利益率が5%以上となることが見込まれること（令和5年4月1日以降に取得した資産の場合のみ、①に加えて写しを提出）

○以下は、リース資産を貸主（リース会社等）が申告する場合のみ提出してください。

● リース契約書（写）

● 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写）

○以下は、令和5年4月1日以降に取得した資産で、課税標準額 1/3 の特例を受ける場合に提出してください。

- 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写）

○以下は、令和5年3月31日までに取得した資産のみ提出してください。

- 先端設備等に係る誓約書（写）（別紙含む）
- 工業会等による仕様等証明書（写）（1月1日（賦課期日）までに取得した証明書）

○以下は、令和2年4月30日～令和5年3月31日までに取得した事業用家屋が含まれる場合のみ提出してください。

- 建築確認済証（写）、家屋の平面図等（写）、先端設備の購入契約書（写）

「固定資産税（償却資産・事業用家屋）の課税標準の特例届出書」の様式は、下記のURLからダウンロードしてご利用ください。

高岡市／償却資産の申告について

<https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/shisanzeika/2/1/1/4155.html>

8 実地調査へのご協力をお願い

高岡市では、減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写しの提出のお願いや、償却資産の調査に伺うことがありますので、その際はご協力をお願いします。（地方税法第353条、第408条）

なお、正当な理由なく実地調査を拒否されますと、罰金などを科されることがあります。（地方税法第354条）

また、償却資産の内容を把握するために、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行うことがあります。（地方税法第354条の2）

9 過年度への遡及について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告漏れ等による課税に際しては、その年度だけではなく、最大5年度分まで遡及することとなります。（地方税法第17条の5）

なお、過年度分の追加課税となった場合は、通常の納期と異なり、1回で納めていただくことになりますのでご注意ください。

10 不申告、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく、申告されない場合や、虚偽の申告をした場合は、過料を科されるほか、不足税額に加え、延滞金を徴収されることがあります。（地方税法第385条・第386条、市税賦課徴収条例第55条・第59条）

11 参考資料

(1) 家屋と償却資産の区分表

※主な設備等の例示です。

種類	分類	内容	家屋と設備等の所有者			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機・蓄電池・無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎		◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産・業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN 設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	配管・配線、集合玄関機等	○			◎
	監視カメラ設備等	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
		配管・配線	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産・業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス・床暖房等)	○			◎
		中央式給湯設備				
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産・業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産・業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備(天井埋込型エアコン等)	○			◎
	換気設備	特定の生産・業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・旅館、病院等)の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、文字・袖看板、簡易間仕切、駐輪設備、ゴミ処理設備、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎

(2) 償却資産の耐用年数（抜粋）

◎構築物

種類	細目	耐用年数
広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設 及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園(工場 緑化施設に含まれるものを除く)	20
舗装道路 及び舗装 路面	コンクリート敷、ブロック敷、れん が敷、石敷	15
	アスファルト敷、木れんが敷	10
	ビチューマルス敷	3
塀	コンクリート・コンクリートブロッ ク造	15
打込み井戸		10

◎建物附属設備等

種類	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
アーケード 日よけ	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店舗用簡易装備・簡易間仕切		3
簡易建物		7

◎車両及び運搬具

設備の種類	耐用年数
フォークリフト（小型特殊自動車を除く）	4

◎機械及び装置

資産の名称	耐用年数
食料品製造業用設備	10
木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備	8
家具又は装備品製造業用設備	11
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
デジタル印刷システム設備	4
製本業用設備	7
石油製品又は石炭製品製造業用設備	7
ゴム製品製造業用設備	9
窯業又は土石製品製造業用設備	9
総合工事業用設備	6
運輸に附帯するサービス業用設備	10
はん用機械器具製造業用設備	12

資産の名称	耐用年数
金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製 ネームプレート製造業用設備	6
その他の金属製品製造業用設備	10
金属加工機械製造設備	9
その他の生産用機械器具製造業用設備	12
業務用機械器具製造業用設備	7
飲食料品卸売業用設備	10
宿泊業用設備	10
飲食店用設備	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
自動車整備業用設備	15
その他の設備で主として金属製のもの	17

◎工具、器具及び備品

資産の名称	耐用年数
測定工具、検査工具	5
金型	2
応接セット（接客業用のもの）	5
〃（その他のもの）	8
陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付き）	6
〃（その他のもの）	8
ラジオ、テレビ、テープレコーダー、その他の音 響機器	5
冷房用又は暖房用機器	6
冷蔵庫、洗濯機、その他の電気又はガス機器	6
室内装飾品（金属製）	15
〃（その他のもの）	8
食事又は厨房用品（陶磁器製・ガラス製）	2
〃（その他のもの）	5
金庫（手提げ金庫）	5
〃（その他のもの）	20

資産の名称	耐用年数
看板、ネオンサイン及び気球	3
その他の看板及び広告器具（金属製）	10
〃（その他のもの）	5
事務机、椅子、キャビネット（金属製）	15
〃（その他のもの）	8
パーソナルコンピュータ（サーバ除く）	4
その他の電子計算機	5
コピー機、タイムレコーダー、ファクシミリ	5
デジタルボタン電話設備	6
その他の電話設備及び通信機器	10
レントゲン（移動式・救急医療用）	4
〃（その他のもの）	6
歯科診療用ユニット	7
理容又は美容機器	5
自動販売機	5

(1) 償却資産申告書の記入例

(1) 償却資産申告書の記入例

[illegible]

(3) 種類別明細書(減少資産用)の記入例

- ・色ぬりのしてあるところは、記入しないでください。
- ・3枚1組の複写用紙です。下敷き等を使用し、ボールペンで記入してください。
- ・提出用(1枚目)と入力用(2枚目)を提出してください。

◎ 同封の償却資産明細書に記載されているもので、前年中に減少したもので、または1月1日現在所有していないものを記入してください。また、修正項目がある場合は、この明細書に記入してください。

◎ 減少資産がない場合は、この明細書を提出する必要はありません。

種類別明細書(減少資産用)

第二十六号様式別表二(提出用)

令和7年度		所有者コード		所有者名		枚数		1枚のうち	
				〇〇鉄工 株式会社		1枚		1枚	
資産の種類	行番	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年	摘要
1	01	5	イド	1	H 6 10	330,000	10		
2	02	2 9	ボイラー	2	H 6 8	2,000,000	12		
2	03	3 5	プレス機	1	H 7 6	3,500,000	12		
2	04	1 2 1	直立ボール盤	1	H 8 9	2,870,000	12		
6	05	2 8	チェーンブロック	8	H 7 3	836,000	12		
2	06	1 5 3	プレス 50トン	1	H 19 12	3,500,000	10		
	07								
	08								
	09								
	10								
	15								
	16								
	17								
	18								
						小 計			8,036,000

「資産の種類」

同封の償却資産明細書に記載されている種類コードを記入してください。

「抹消コード」

同封の償却資産明細書に記載されている資産コードを記入してください。

「資産の名称等」「数量」「取得年月」「取得価額」「耐用年数」

同封の償却資産明細書に記載されているとおり記入してください。

ただし、資産の一部が減少した場合は「数量」「取得価額」欄には、残った部分の数量、取得価額を記入し、摘要欄に「何台何円のうち何台減少」等と記入してください。

「摘要」

減少事由の補足、修正事由等必要な事項を記入してください。

取得価額修正3,000,000円 ⇒ 3,500,000円
省令改正による 12年 ⇒ 10年

税制改正による耐用年数変更のほかにも修正事項(数量変更、取得価額誤りなど)がある場合は、減少資産明細書に正しいものを各項目全て記入し、「省令改正による」「数量変更」等と必ず全ての変更点を摘要欄に記入してください。

◎ 同封の償却資産明細書に誤りがある場合の修正方法

① 資産の種類を変更する場合(機械より備品へ等)

減少用明細書により一度削除した後、増加用明細書により正しい資産の種類を追加してください。

② 資産名、数量、耐用年数、取得年月及び取得価額に誤りがある場合

減少用明細書に正しいものを各項目全て記入し、摘要欄にその修正した内容を「耐用年数修正」、「取得価額修正」等のように記入してください。

提出前に次の確認をお願いします。

チェック

- ☐ 申告書に連絡先の電話番号は記入されていますか？
- ☐ 個人番号又は法人番号は記入されていますか？
- ☐ 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- ☐ 増加資産の増加理由（１～４）は記入されていますか？
- ☐ 控えが必要な方は、写しをとりましたか？
- ☐ 控えのご返送をご希望の場合、返信用封筒（切手貼付・宛名記入）を同封されていますか？

※償却資産申告書提出先
郵送の際は、破線部分を切り取り、宛名ラベルとして
ご利用ください。（別途切手を貼ってください。）

----- 切り取り線 -----

933-8601

富山県高岡市広小路7番50号

高岡市総務部資産税課 償却資産係 行

高岡市ホームページから申請に必要な様式等を
ダウンロードして利用できます。

高岡市 償却資産

検索



<<https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/shisanzeika/2/1/1/4155.html>>